

)

政治研究結果報告書

—政治研究助成—

西暦 2026 年（令和8年）2月28日

一般財団法人 櫻田 會
理事長 増田 勝彦 殿

研究者名 小嶋 華津子

大学名・職位 慶應義塾大学・教授

第43回（令和6年度）櫻田會政治研究助成による研究を下記のとおり実施しましたので、その結果について報告します。

※印の記入項目に関する貴會ホームページへの掲載についても同意いたします。

記

1. 研究の名称（英語も記入） Research Theme

「治安体制の構築過程にみる中国の国家-社会関係—ソ連国家保安委員会(KGB)への眼差し」
(China's State-Society Relations in the Process of Building a Security System: the CCP's Perspectives on the Soviet KGB)

2. 英文抄録（研究目的、経過、成果 250words 以内） Abstract (Purpose, Process, Significance)

This study examines the formation of the public security system in the People's Republic of China through a comparative perspective with the Soviet model, with the aim of elucidating the governing philosophy of social control embedded in the Chinese Communist Party's security institutions. The study seeks to provide a historical perspective for understanding contemporary Chinese social governance and to clarify how Chinese leaders selectively referred to Soviet institutional models, thereby contributing to comparative research on socialist and authoritarian political systems. Methodologically, the research analyzes both policy-making processes within the Chinese Communist Party leadership and the multilayered structure of authority extending from the central government to local administrations and grassroots society. The analysis is based on archival and documentary materials previously collected at institutions such as the Hoover Institution at Stanford University and the East Asian Library at UCLA, as well as newly collected sources, including local public security organizational histories obtained at the Chinese University of Hong Kong Library and the Rural Studies Institute of East China Normal University. The research also benefited from exchanges with scholars specializing in Soviet and Cold War studies. The study finds that the reconstruction of China's public security system in the late 1970s and 1980s combined elements of the Soviet legal model with distinct institutional adaptations. While the 1979 Criminal Law adopted key principles of Soviet criminal law, including a substantive conception of

crime and analogy in legal application, Deng Xiaoping's leadership simultaneously promoted political campaigns and institutional reforms that strengthened Party control. In the long run, the strategy "comprehensive social order governance" fostered horizontal coordination among Party committees, political-legal organs, and local public security agencies, producing a decentralized security governance structure distinct from the centralized Soviet-style system.

3. 研究の目的・研究方法・意義（日本文 600 字以内）

本研究の目的は、中華人民共和国における治安体制の構築過程をソ連モデルと対比しつつ検討し、そこに反映された中国共産党の社会統治の哲学を解明するところにあった。

本研究の意義としては次の 2 点を想定した。第一に、今日の中国の社会統治の理解につながる歴史的視点を提供することである。とりわけ、建国初期にあたる 1950 年代、およびプロレタリア文化大革命後の 1970 年代から 80 年代に構築・再建された治安体制は、今日の中国の社会統治を規定するものである。第二に、その過程で中国がどのようにソ連の事例を参照したのかを明らかにすることにより、社会主義国家／権威主義国家の多様性を実証的に明らかにし、社会主義国家ないしは権威主義国家を対象とした比較政治学に新たな視点を提供することができると考えられる。

本研究を遂行するにあたっては、中国共産党指導部による政策過程のみならず、中央から地方、基層社会に至る権力の重層構造を踏まえた分析を行うべく、すでにスタンフォード大学フーバー研究所やカリフォルニア校ロサンゼルス校東アジア図書館等で収集した資料のほか、香港中文大学図書館、華東師範大学農村研究所などで新たに収集した地方の公安組織史資料などを使用した。

4. 研究経過と結果の概要（以下の欄に 35 行以内(1500 字程度)にまとめる）

【研究経過】

まず、中華人民共和国建国前後から今日に至るまでの公安の組織体制、制度の変遷を整理した。その上で、今日の公安体制の形成に大きな影響を与えた 1970 年代半ばから 1980 年代にかけての時期に焦点を定め、中国共産党指導部による公安の再建過程を分析対象とした。

次に、本研究の構想と概要について、2025 年 2 月 10 日に北海道大学スラブ・ユーラシア研究センターで開催されたワークショップ、および同年 3 月 26 日にハンガリー・ブダペストのコルヴィヌス大学で開催されたワークショップで報告を行い、ソ連および冷戦研究の専門家から意見と助言を得た。

さらに、2025 年 8 月下旬、香港中文大学において、地方公安組織史などの資料を収集した。同年 9 月下旬には、中国・武漢の華中師範大学農村研究所および南京大学を訪問し、農村地域の治安に関わる資料収集を行うとともに、中国の政治学研究者との意見交換を行った。

これらの資料を踏まえ研究論文を執筆し、2025 年 11 月 8 日、アジア政経学会秋季大会(京都・国際日本文化研究センター)で「1980 年代中国における治安体制の再建過程と『社会主義』」と題する報告を行った。さらに同年 11 月 22 日には、華東師範大学との共催により慶應義塾大学で開催

されたワークショップ「改革開放史研究の現在」において「改革開放初期の中国における治安体制の再建過程とソ連モデル」と題する報告を行った。

【結果の概要】

本研究の結果、1980年代の中国の治安構築過程について、次のような暫定的結論が得られた。

第一に、治安の極度の悪化という危機的状況の下で制定された1979年刑法は、文化大革命の反省から厳格な法治を志向する党指導者の間に少なからぬ躊躇を伴いながらも、最終的には「実質的犯罪観」と「類推適用」を柱とするソ連刑法モデルを踏襲するものとなった。その結果、政策的・イデオロギー的判断が法規に優越し得る余地が制度的に確保されることとなり、これはその後の中国統治規範のありように大きな影響を及ぼした。

第二に、1982年9月の第12回党大会を経て党中央の実権を掌握した鄧小平は、当初掲げていた法治路線を一時的に棚上げし、整党と「厳打」運動を通じて、党内および社会の統制を強化し、改革開放を進めるための政治的基盤を固めようとした。その過程で、党内に職能部門としての政法委員会を設置するとともに、公安部領導グループの再編を断行した。

第三に、「厳打」を推進する一方で、党中央が警戒したのは、公安権力の過度な集中であった。鄧の構想においては、公安部門が強大なタテの指揮体系を形成することは想定されていなかった。むしろ長期的には、「社会治安総合治理」として、地方党委員会・政法委員会と公安部門とのヨコの連携により、郷・鎮レベルの基層政権の整備、派出所・各種団体・積極分子を動員した末端社会の治安ネットワークの形成が推進された。

その結果、各行政レベルにおいて、党委員会・政法委員会と地方公安部門の間には制度的な結合関係が生じ、治安維持に対する中央のマクロコントロールは限定的なものとなった。それは、ソ連型の内務部による行政的一元支配とは対照的に、地方党委員会と公安機構の結合による分散的な治安統治体制が、文化大革命以前にも増して制度化される過程でもあった。

5. 研究成果の発表・著書、論文、学会報告等（あるいは発表の計画や形式等）

【学会報告】

・小嶋華津子「1980年代中国における治安体制の再建過程と『社会主義』」2025年度アジア政経学会秋季大会（2025年11月8日、京都・国際日本文化研究センター）

・Kazuko KOJIMA, "Rebuilding China's Public Security Apparatus in the Early Reform Era and the Soviet Model", The 26th Biennial Conference of the European Association for Chinese Studies (EACS), Ca' Foscari University of Venice, Italy, July 21-25, 2026にて報告予定。

【論文】

・小嶋華津子「改革開放初期の公安関係流出資料と権力構造への示唆」（川島真・大澤武彦編著『中国共産党海外流出文書の研究（仮）』集広舎より近日出版予定）

〔注〕 当研究をもとに論文発表、書籍の発行等を行う場合は(財)櫻田會の助成があった旨を記載してください